

議案第57号 資料

川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正内容

「博物館法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第2号)が令和5年2月10日に公布され、令和5年4月1日から施行されるため、「川崎市博物館の登録等に関する規則」の一部改正を行う。

2 規則改正の背景(博物館法改正の主旨)

令和4年4月に博物館法が改正され、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な活動・運営体制を確保するため、博物館の事業、博物館の登録の要件を見直す等、博物館が求められる役割を果たしていくための規定が整備された。これにより、博物館の設置主体の限定が見直され、一定の公益性があれば広く民間の法人も登録できるようになった。

この法の改正を受け、博物館法施行規則(文科省令)が改正され、博物館の登録の参酌すべき基準、学芸員補の資格要件、博物館相当施設の指定手続きに関する規定が整備された。

3 規則改正の概要

都道府県及び政令指定都市の教育委員会は、登録及び指定にあたっての審査基準を、博物館法施行規則を参酌して定めることとなり、博物館の形態や活動実績に応じ、専門家の意見を聴取しながら登録及び指定の審査を行うこととされている。

併せて、登録後、博物館の運営状況について定期報告を求めるとともに、博物館の適正な運営を確保するために必要な場合等において、報告の提出や、勧告等ができるようになったため、これにかかる手続きで教育委員会が定めるべき内容を規則として整備する。

規則の施行日は令和5年4月1日とする。

4 今後について

(1) 川崎市博物館登録基準、川崎市博物館相当施設指定基準の制定

博物館の登録・相当施設の指定の基準については、規則制定後、速やかに教育長決裁により制定する。

(2) 川崎市博物館登録等に関する要綱の設置

登録等を目指す博物館・相当施設にとってより分かりやすい手続きになるよう、手続きに必要な書類等を定めた要綱を速やかに設置する予定。

博物館法における登録・相当施設の概要

		登録博物館		博物館相当施設		博物館類似施設
		改正前	改正後	改正前	改正後	法律上の位置づけなし
登録要件	設置主体	地方公共団体 (教育委員会所管の施設) 一般社団・財団法人 (公益社団・財団法人)等	あらゆる法人 (国・独立行政法人を除く)	制限なし		
	その他	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館等	①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が基準に適合すること ②学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること ③施設・設備が基準に適合すること ④年間150日以上開館すること 設置者は定期的に都道府県・指定都市に報告	学芸員相当職員の必置 年間100日以上開館等	①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が基準に適合すること ②学芸員に相当する者、その他の職員の配置が基準に適合すること ③施設・設備が基準に適合すること ④年間100日以上開館すること	
主なメリット		<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用(公益法人のみ⇒改正後は法人の事業所税優遇も) ○特別交付税の申請が可能(市町村のみ) ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品保証制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 		<ul style="list-style-type: none"> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品保証制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等 		※左記のメリットが美術館、動物園、水族館等に多いため、類似施設の6割が歴史系博物館(歴史・郷土・民俗等)である。
館数		914(15.9%)		372(6.5%)		4,452(77.6%)
内訳	国・独法	-		30		198
	地方公共団体	606		179		3,542
	民間	308		163		712
本市の状況		2		0		-
		川崎市立日本家園 川崎市青少年科学館 ※5年以内に再登録予定				川崎市市民ミュージアム 川崎市岡本太郎美術館 東芝未来科学館 電車とバスの博物館 他

博物館の活動・体制を充実させ、登録要件の緩和により、登録館を増やす流れ

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等